

岐阜県公報

号 外 (一) 令 和 六 年 七 月 三 日

目 次

告 示

○令和六年能登半島地震の被災地域における県税の申告等に関する延長後の期限の指定

(税 務 課) ページ 一

告 示

岐阜県告示第二百九十一号

令和六年能登半島地震の被災地域における県税の申告等に関する期限の延長に関する告示(令和六年岐阜県告示第三十五号)において別に告示で定めることとされている期日のうち、富山県又は石川県(七尾市、輪島市、珠洲市、羽咋郡志賀町、鳳珠郡穴水町及び鳳珠郡能登町を除く。)に住所又は主たる事務所若しくは事業所(以下「住所等」という。)を有する納税者又は特別徴収義務者(以下「納税者等」という。)に係るものについてはその期限が令和六年一月一日から同年七月三十日までの間に到来する県民税、事業税、県たばこ税、軽油引取税又はゴルフ場利用税について同月三十一日とし、富山県又は石川県に住所等を有する納税者等に係るものについてはその期限が令和六年一月一日から同年九月一日までの間に到来する不動産取得税、自動車税の種別割(岐阜県条例(昭和二十五年岐阜県条例第二十二号)第七十七条第一項の規定により課するものを除く)、鉾区税又は県固定資産税について同月二日とする。

令和六年七月三日

岐阜県知事 古 田 肇

令和六年七月三日発行

発行者
発行所

岐阜市藪田南二丁目一番一号
岐阜県庁

編集
岐阜市三輪ふりとびあ十三丁
岐阜文芸社